

政治改革関連法案の審議に対する緊急提言

経済界、労働界、言論界など民間各界で構成する政治改革推進協議会（民間政治臨調）は、会期末を目前にして、政治改革関連法案が正念場を迎えていることを踏まえ、ここに緊急提言を公表する。

政府、政党、国会議員各位は提言の趣旨を踏まえ、政治改革関連法案の成立にむけて最大限の努力を傾注されるよう民間各界を代表する立場から強く要請するとともに、国民に対し、改革への理解と支援を強く訴えるものである。

1 政治改革の位置づけと会期延長問題について

会期末を目前にして、いま政治改革法案は重大な局面を迎えている。深刻化する不況と景気対策、コメ問題など山積する課題に直面し、このことを先議事項として政治改革法案を意図的に先送りにする動きも露骨になっている。

景気対策は一刻の猶予も許されない緊急の課題である。しかし、政治改革法案の審議と景気対策等は同時に並行しておこなうのが筋であり、景気対策等を理由に政治改革を先送りすることは断じて許されることではない。

そもそも、今回の不況は成長期の循環型不況ではなく、日本社会そのものに根ざした構造的な不況である。経済構造や行政の抜本的な転換をはかるためには、それを決断し、実行する政治の見通しとリーダーシップが不可欠であり、そこに政治改革を急がねばならない最大の理由がある。

もしかりに、このまま政治改革法案を先送りにし、改革をうやむやにするならば、日本の国際的な信用が致命的な打撃を受けることは必至である。国民の政治に対する信頼は失墜し、根本的な経済改革も不可能である。

細川総理は政治改革をなすべき理由について、その大きな筋道をいま一度、国民に対しはっきりと示すべきである。

また与野党は、政治改革法案を今国会中に成立させることをいま一度国民に約束し、そのために越年審議が必要とあらば、1月末までの大幅な会期延長に踏み切ることを強く求めるものである。

2 参議院審議のあり方について

政治改革法案は衆議院で正常な採決のうえ可決され、参議院に送付された。にもかかわらず参議院が、この1カ月間、会期末目前まで審議らしい審議をおこなわなかったことは、きわめて異常であり遺憾である。

本来参議院にとって、今回の政治改革法案の審議こそ、院の自主性と独立性を発揮し、国民に参議院の存在意義を訴える恰好の機会であった。しかし衆議院が与野党とも、きわめて奥行き深い熱意ある議論を展開したのに対し、参議院の対応はあまりにも期待はずれであり、院の存在意義そのものを厳しく問わざるをえない。

そもそも、憲法は議院内閣制を採用し、内閣の存在は衆議院の多数の意思に依拠せしめている。この意味において衆議院の意思は重視されねばならない。また、参議院は内閣の解散権の対象とされておらず、参議院と内閣が対立しても、内閣が参議院を解散して審判を民意に問うことはあり得ない。

以上の理由から参議院は、政治改革法案のような重要法案の審議にあたっては、修正によって対応することが期待された役割であり、法案を政争の具としたり、政局の死命を制するような決定はおこなうべきではない。このことは憲法の要請するところであり、いま一度、参議院の良識ある対応を強く求めるものである。

平成5年12月13日

政治改革推進協議会（民間政治臨調）